

令和元年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第130号

令和元年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和元年12月9日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和元年第4回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和元年12月23日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
-----------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総務課長兼仲南支所長 長 森 正 志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
住民生活課長	細原敬弘	会計管理者	黒木正人
健康増進課長	久保田純子	建設土地改良課長	河田勝美
農林課長	小縣茂	琴南支所長	萩岡一志
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	松下信重
地籍調査課長	岸本広宣	福祉保険課長補佐	三好博文

○田岡秀俊議長 おはようございます。

執行部、福祉保険課長、佐喜正司君公務により欠席のため、課長補佐、三好博文君が出席しておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

○多田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

○白川皆男議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

12月19日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員6名出席し、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第6 議案第1号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第7 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第8 議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第9 議案第4号 まんのう町課設置条例等の一部改正について

日程第10 議案第9号 まんのう町手数料条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 まんのう町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 三豊市のコミュニティバスの町内バス停設置に関する協議について

日程第13 議案第12号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号

日程第14 議案第13号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号

日程第15 議案第14号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号

日程第16 議案第15号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号

日程第17 議案第16号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号

日程第18 議案第17号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号

日程第19 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午前10時、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、竹林昌秀

君、6番、川西米希子さんを指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、大西豊君。

○大西豊教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月13日、第1委員会室におきまして、委員全員出席、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長出席し、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

12月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第9号、議案第10号、議案第13号、議案第14号、議案第17号の5議案で、本会議に引き続き執行部より説明があり、審査を行いました。

まず、議案第9号 まんのう町手数料条例の一部改正については、今回、見直しにより、狂犬病予防注射1件当たりの手数料を2,300円から2,450円に改正するものである。附則については、施行日を令和2年4月1日としている。狂犬病予防注射は、平成12年度から公益社団法人香川県獣医師会に業務を委託し実施しており、委託開始以来、手数料の改定をしておらず、今回、見直し、改正するものである。契約当初は消費税が3%で、現在の税率と比べて7%の差がある。額にして156円強となり、今回の改正額が150円であることから、結果として、消費税分の増額となるとの説明がありました。なお、昨年度の予防注射の実績は、登録件数1,653頭のうち1,251頭が接種しており、接種率は75.7%との報告がありました。

委員より、獣医師会以外で予防注射を受けた場合、町へ注射済み証を持ってくれば登録ができるのかとの質疑があり、執行部より、県下の自治体は全て獣医師会に業務を委託しており、獣医師会で予防注射を受けた場合、獣医師会より町に報告がある。獣医師会以外で注射を受けた場合は、注射済み証を町に届け、手数料を払い、注射済み票を受け取るよう法律で定められている。昨年では82頭が獣医師会以外のところで受け、役場に届け出があったとの答弁がありました。

次に、議案第10号 まんのう町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、国の災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことにより、災害援護資金の償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例について改正するものであるとの説明がありました。

次に、議案第13号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号では、第1項、事業勘定の予算額に歳入歳出それぞれ318万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億1,668万円とし、第2項、直営診療施設勘定内科の予算額に歳入歳出それぞれ122万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,972万円

とするものである。

歳入では、県支出金において特別交付金を300万円増額、繰越金においては、昨年度繰越金を18万円増額計上、これに対する歳出として、総務費、一般管理費で、中讃広域への負担金18万円増額、これは中讃広域事務組合のシステムで、旧被扶養者減免期間見直し対応のシステムに係る費用を関係団体で割ったまんのう町の負担分である。

保健事業費では、特定健康診査等事業費委託料を300万円増額計上するものである。これは、特定審査業務委託料の中の後期高齢者システムの改修費用である。また、特定保健指導委託料の人数増加に伴う費用の増加であるとの説明がありました。

直営診療施設勘定内科の歳入では、繰入金において、診療所管理運営事業基金繰入金を122万円増額、これに対する歳出として、総務費、一般管理費において職員人件費を122万円増額、これは主に医師の人事異動によるものであるとの説明がありました。

委員より、診療所管理運営事業基金を122万円取り崩すとのことだが、基金残高は幾らかとの質疑がありました。

執行部より、診療所管理運営事業基金の現在高は約2,435万4,000円である。ここから補正後の繰入額995万4,000円を取り崩した場合、基金残高は約1,440万円となるとの答弁がありました。

次に、議案第14号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について、歳入歳出それぞれ3,213万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,913万2,000円とするものである。

歳出として、総務費では中讃広域への負担金を50万円増額、保険給付費で874万5,000円増額、これは介護予防サービス給付費負担金、地域密着型介護サービス給付費負担金、特定入所者介護予防サービス費負担金などの増額である。

地域支援事業費では、総合相談事業費を17万円増額、償還金を2,271万7,000円増額するものであるとの説明がありました。

次に、議案第17号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号では、歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,311万円とするものである。これは、人件費を21万円増額するものであるとの説明がありました。

以上、付託されました案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第9号 まんのう町手数料条例の一部改正について、全会一致で可。議案第10号 まんのう町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第13号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可。議案第14号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可。議案第17号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託された審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。以上です。

○田岡秀俊議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、松下一美君。

○松下一美建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月12日、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席し、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

12月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第15号、議案第16号の2議案で、執行部より詳細説明があり、審査をしました。

まず、執行部より、議案第15号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号では、歳入歳出それぞれに1,194万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億754万円とするものである。

歳出として、総務費では人件費で4万円の減額、施設費の下水道施設整備費では1,198万円の増額で、この内訳として、人件費補正のほか、工事関係で下水道施設整備工事設計委託料300万円、下水道施設整備工事費800万円増額するものである。これは、県単の杉ノ上秀石2号線が今回の補正で県補助金の増額となったことから、これにあわせて下水道も追加で増額するものであるとの説明がありました。

委員より、設計委託料が高過ぎないかとの質疑があり、執行部より、今、手元に積算資料がないため、詳細な説明はできないが、事業団の下水道用設計標準歩掛かりにより予算計上しているとの答弁がありました。

次に、議案第16号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号については、歳入歳出それぞれに71万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,251万円とするものであるとの説明がありました。

歳入では、繰越金において前年度繰越金を71万円増額、これに対する歳出として、施設費の農業集落排水施設管理費において、修繕料として71万円を増額するものである。これは、長炭中部クリーンセンターの施設の一部であるしき脱水機の部品交換に伴う修繕

料であるとの説明がありました。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第7条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第15号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可。議案第16号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西樹君。

○大西樹総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月16日、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会両委員長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長出席し、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

12月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号から議案第4号、議案第11号、議案第12号の6議案であります。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第12号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号の所管部分の質疑結果等について報告を受けました。

その後、付託案件について執行部より詳細な説明があり、審査をいたしました。

まず、議案第1号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、平成29年に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、これまで各地方公共団体によりさまざまな法的根拠で任用されてきた非常勤職員等は、令和2年4月1日から会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行するものである。今回、改正法の施行に伴い、新たに創設された会計年度任用職員の給与等に関する事項を規定するため本条例を制定するものである。

主な内容として、フルタイム会計年度任用職員の給料については第4条及び第5条に、

各種手当等については第6条から第13条に、期末手当については第14条に規定するものである。給料については常勤職員の行政職給料表を準用し、常勤職員との均衡を踏まえ、職種に応じた給料月額を定めており、その支給及び各種手当についても常勤職員の例により基準を定めるものである。

また、パートタイム会計年度任用職員の報酬については第16条及び第17条に、手当に相当する報酬については第18条から第24条に、期末手当については第25条に、費用弁償については第30条に規定するものであるとの説明がありました。

委員より、現在、非常勤職員の契約で任用期間はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、現在は半年ごとの雇用契約であるが、来年度より移行する会計年度任用職員では1年ごとの契約となるとの答弁がありました。

委員より、今回、改正により会計年度任用職員の給料及び報酬が上がることになるが、幾らぐらい上がって、また、上がった人件費はどこで賄うのかとの質疑があり、執行部より、現在、人件費については概算ではあるが、約5,000万円上がる。財源については、国からの交付金も未定のままこの制度が先行したため、全国の市町村、県を含めてどこも一般財源を充てることから、今後、国に交付金等を要望しなければならないといった状況であるとの答弁がありました。

委員より、長期間臨時職員で雇用し、働き方を見て、非常によい職員の場合、正規職員に移行することはあるのかとの質疑があり、執行部より、正規職員の場合、公務員試験等を受けて合格し、採用しているが、臨時職員の場合は面接のみで採用している。また、臨時職員から正規職員へ試験をすることもなく移行することはない。ただ、経験者枠で採用する場合、臨時職員が試験を受け、その結果により採用となることはあるとの答弁がありました。

次に、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、議案第1号と同様に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設等に伴い、本町の関係条例について所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

次に、議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）による地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例を整備するものである。

主な内容としては、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る規定を改めること並びに字句の整理等となる。関係する条例では、①まんのう町印鑑条例の一部改正では、第2条において、「成年被後見人」という規定の言い回しを「意思能力を有しない者（15歳未満の者を除く。）」に改め、第5条において記載に関する補足の位置を

改めるものである。

まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正とまんのう町職員の旅費に関する条例の一部改正では、地方公務員法第16条第1号が削除されたことに伴う改正である。

まんのう町公共下水道条例の一部改正では、成年被後見人もしくは被保佐人に関する言い回しを改めるものである。

④まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正では、成年被後見人または被保佐人を欠格条項から削除し、あわせて字句の整理を行うものであるとの説明がありました。

次に、議案第4号 まんのう町課設置条例等の一部改正については、平成28年度に国が地方分権改革の柱として推進する地方創生総合戦略の具現化に対応するため事業の配置がえを行い、企画観光課として事業推進を行ってきたが、業務内容が膨大かつ煩雑なものとなっている状況を解消するため、業務内容を大別して地域振興政策に特化した地域振興課と企画政策課に組織編成するものである。

具体的には、元気な地域づくり、地方創生事業に関すること、地域おこし協力隊等の事業、定住促進、観光及び商業・工業関係の推進等の地域振興政策をより重点的に進めていくため、これに特化した地域振興課を新たに設置する。なお、これにより現在の企画観光課は企画政策課と名称を変更し、主な業務内容として、町行政の総合的な企画及び調整、広聴広報、自治会・コミュニティ、統計調査、総合的な情報ネットワークに関すること、人権推進に関すること等を行う。なお、この条例等の改正は令和2年4月1日から施行するとの説明がありました。

次に、議案第11号 三豊市のコミュニティバスの町内バス停設置に関する協議については、三豊市が三豊市コミュニティバス財田観音寺線の路線を延伸することに伴い、まんのう町内にバス停留所を設置することについて協議を行うため、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

内容として、三豊市コミュニティバスが国道32号線を通して永生病院付近にバス停留所を設置することについての協議と、まんのう町民が三豊市の運行するバスを利用させてもらうための協議を行いたいとの説明がありました。

委員より、同路線にある仲南道の駅にもバス停の追加要望はできないかとの質疑があり、執行部より、仲南地区連合自治会長会で説明したときにも、運行時刻の変更やバス停の追加を望む意見が出ており、住民要望として三豊市に伝えていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、住民の利便性を高めるため、今後もバス停の追加についての協議を行っていくよう意見がありました。

次に、議案第12号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億326万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億2,990万円とするものであるとの説明がありました。

総務関係での主なものとしては、総務費6,539万6,000円の減額補正で、主に

は人件費に係る退職手当組合負担金の大幅な減額及び職員人件費の補正、財産管理費では、光熱水費、役務費及び委託料を合わせて269万6,000円増額、戸籍住民登録費では、人件費補正のほか、旅費、備品購入費の増額、民生費5,116万円の増額補正で、社会福祉総務費において、職員人件費補正のほか、後期高齢者広域連合給付費負担金を1,300万円増額、老人福祉費では、敬老祝金を416万円減額、障害者福祉費では、障害者自立支援給付費など、合わせて2,300万6,000円を増額、児童福祉総務費では、放課後児童対策費における臨時アルバイト賃金を520万円増額であるとの説明がありました。

最後に、委員会冒頭でありました教育民生常任委員会関係部分の報告での主なものとしては、施設改修工事費で3,000万円の増額で、内訳として、満濃南こども園造成工事水路改修が2,700万円、水道引込工事が300万円で、農繁期までに仕上げるための補正、また、公民館費で、高篠公民館に係る工事請負費を3,700万円の増額、内訳として、高篠ふれあいセンターと隣接する旧田川邸の建物を含めた解体撤去工事費が3,000万円、旧田川邸とセンター敷地との段差が約1メートルあり、同じ高さにするため、擁壁及び造成工事が700万円である。財源として、合併特例債を3,510万円充当するとの報告がありました。

次に、建設経済常任委員会関係部分の報告での主なものとしては、林業費で、エピアみかどへの薪ボイラー導入事業を廃止したことによる3,000万円の減額補正、また、河川費で県営工事負担金1,000万円増額、これは、琴南公民館付近の土器川河川改修工事ののり面の改修で、県営工事との合併施行によるものであるとの報告がありました。

以上、委員より質疑がありましたが、執行部より答弁があり、各委員理解し、了承されたものと思います。

付託された案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第1号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、全会一致で可。議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、全会一致で可。議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、全会一致で可。議案第4号 まんのう町課設置条例等の一部改正について、全会一致で可。議案第11号 三豊市のコミュニティバスの町内バス停設置に関する協議について、全会一致で可。議案第12号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算(案)第2号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 議案第1号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○田岡秀俊議長 日程第6、議案第1号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○田岡秀俊議長 日程第7、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 3 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○田岡秀俊議長 日程第 8、議案第 3 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 3 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 4 号 まんのう町課設置条例等の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第 9、議案第 4 号 まんのう町課設置条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 4 号 まんのう町課設置条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 9 号 まんのう町手数料条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第10、議案第9号 まんのう町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 まんのう町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 まんのう町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第11、議案第10号 まんのう町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 まんのう町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 三豊市のコミュニティバスの町内バス停設置に関する協議について

○田岡秀俊議長 日程第12、議案第11号 三豊市のコミュニティバスの町内バス停設置に関する協議についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 三豊市のコミュニティバスの町内バス停設置に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号

○田岡秀俊議長 日程第13、議案第12号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号 令和元年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号

○田岡秀俊議長 日程第14、議案第13号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号 令和元年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号

○田岡秀俊議長 日程第15、議案第14号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号 令和元年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号

○田岡秀俊議長 日程第16、議案第15号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号 令和元年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算

(案) 第1号

○田岡秀俊議長 日程第17、議案第16号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第16号 令和元年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第1号

○田岡秀俊議長 日程第18、議案第17号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第1号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第17号 令和元年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 閉会中の継続調査について

○田岡秀俊議長 日程第19、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出がありま

す。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和元年第4回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月23日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員